

別紙

平成 27 年 3 月新規高等学校卒業者の就職に関する申し合わせ

福島県高等学校就職問題検討会議において協議した結果、学校教育の充実を図り、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに求人秩序の確立を図るため、平成 27 年 3 月新規高等学校卒業者に係る生徒の応募・推薦方法等について、次の事項を遵守するとともに、関係者への周知徹底を図ることを申し合わせる。

記

1 求人の申込及び受理について

求人票の受付は、平成 26 年 6 月 20 日から公共職業安定所において行い、高等学校における求人申込の受理及び公共職業安定所において受理した求人の学校への提示は、平成 26 年 7 月 1 日以降行うものとすること。

なお、新規高等学校卒業者を対象とする求人は、適正な求人条件の確保及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人者の所在地を管轄する公共職業安定所の確認を受けることとし、確認印のない高卒用求人票（同写）による求人申込については、学校は生徒の推薦を行わないものとすること。

また、募集事業主においては、求人票の提出にあたり、生徒の応募機会の均等を考慮したものとするが、やむなく、指定校での求人を行った場合でも、高卒就職情報WEB 提供サービスにおいて求人情報を公開するよう努め、指定以外の学校より応募希望の生徒が出た場合は、生徒の受験機会の確保を図ること。

2 文書募集について

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集は、平成 26 年 7 月 1 日以降行うこととし、内容については公共職業安定所において確認を受けた求人記載内容と異なるものであり、広告等掲載時は求人を受理した公共職業安定所名及び受理番号を掲載すること。

3 学校及び家庭への事業主等の訪問について

求人活動のための学校訪問は、求人者の所在地を管轄する公共職業安定所に求人の申込を行った後、学校の事前の了解を得たうえで行うこと。

また、求人者及びその委託を受けた者が直接生徒の家庭を訪問し、求人活動を行うことのないようにすること。

4 応募、推薦について

新規高等学校卒業者の就職のための推薦開始の時期は平成26年9月5日（文書到達主義）以降とし、選考開始の時期は平成26年9月16日以降とすること。

また、応募書類については、「全国高等学校統一応募書類」により行うこと。

なお、生徒の応募推薦については、推薦開始の時点では一人の応募先は1社とし、平成26年10月1日以降は生徒が複数応募を希望し、事業主の承諾を得た場合に限り、一人の生徒が同時に2社まで応募できるものとすること。

5 応募推薦前の職場見学の実施について

高等学校は公共職業安定所と連携を図りながら、生徒自らが応募先を選定する上で参考とするための求人事業所の職場見学を実施することとし、併せて、求人事業主に職場見学の受入について協力を依頼すること。

ただし、応募前職場見学の実施に当たっては、早期選考及びその類似行為とならないよう留意すること。

6 選考結果の通知等について

生徒に対する早期職業指導実施のため、募集事業主は、選考結果をできる限り速やかに、書面により、学校を経由し、生徒に通知すること。

この場合、選考結果は、選考日から1週間以内をもって通知することを原則とするが、応募者が多数になるなどのやむをえない理由で上記の期日内に結果を通知できない場合は、学校、応募生徒にその理由を付して結果通知日の連絡を行うこととする。

7 採用内定に対する通知等について

生徒は、応募事業主より採用内定を受けたときは、速やかに就職承諾書又は内定辞退届を学校を通じ事業主に提出すること。

この場合、採用内定通知を受けた日から原則1週間以内とするが、採用内定事業所より提出期限を指定された場合は、その期日までとすること。

また、学校は採用の内定を受け承諾した生徒が複数応募により他社に応募中の場合は、速やかに応募取消の通知を行うよう指導すること。

8 採用内定の取消及び採用時期の繰下げ防止について

景気の変動による採用内定の取消や採用時期の繰下げは、採用内定者に与える影響が極めて大きいので、関係機関、経済団体等はこのような事態を招くことのないよう事業所に協力を要請すること。

4 応募、推薦について

新規高等学校卒業者の就職のための推薦開始の時期は平成26年9月5日（文書到達主義）以降とし、選考開始の時期は平成26年9月16日以降とすること。

また、応募書類については、「全国高等学校統一応募書類」により行うこと。

なお、生徒の応募推薦については、推薦開始の時点では一人の応募先は1社とし、平成26年10月1日以降は生徒が複数応募を希望し、事業主の承諾を得た場合に限り、一人の生徒が同時に2社まで応募できるものとすること。

5 応募推薦前の職場見学の実施について

高等学校は公共職業安定所と連携を図りながら、生徒自らが応募先を選定する上で参考とするための求人事業所の職場見学を実施することとし、併せて、求人事業主に職場見学の受入について協力を依頼すること。

ただし、応募前職場見学の実施に当たっては、早期選考及びその類似行為とならないよう留意すること。

6 選考結果の通知等について

生徒に対する早期職業指導実施のため、募集事業主は、選考結果をできる限り速やかに、書面により、学校を経由し、生徒に通知すること。

この場合、選考結果は、選考日から1週間以内をもって通知することを原則とするが、応募者が多数になるなどのやむをえない理由で上記の期日内に結果を通知できない場合は、学校、応募生徒にその理由を付して結果通知日の連絡を行うこととする。

7 採用内定に対する通知等について

生徒は、応募事業主より採用内定を受けたときは、速やかに就職承諾書又は内定辞退届を学校を通じ事業主に提出すること。

この場合、採用内定通知を受けた日から原則1週間以内とするが、採用内定事業所より提出期限を指定された場合は、その期日までとすること。

また、学校は採用の内定を受け承諾した生徒が複数応募により他社に応募中の場合は、速やかに応募取消の通知を行うよう指導すること。

8 採用内定の取消及び採用時期の繰下げ防止について

景気の変動による採用内定の取消や採用時期の繰下げは、採用内定者に与える影響が極めて大きいので、関係機関、経済団体等はこのような事態を招くことのないよう事業所に協力を要請すること。

(参考様式)

就職承諾書

平成 年 月 日

(事業主) 様

(本人) 現住所

氏名 印

このたび貴社より採用内定の通知をいただきましたので、
卒業の上は貴社に就職することを承諾いたします。

(参考様式)

内定辞退届

平成 年 月 日

(事業主) 様

(本人) 現住所

氏名

印

このたび貴社より採用の内定通知をいただきましたが、
下記の理由により、内定辞退をさせていただきたくお届
けします。

記

(内定辞退の理由)